

琉球国中山王の、馬沙皆等を暹羅等の国へ遣わす執照

(一五二〇、八、一九)

琉球国中山王、見^{げん}に進貢等の事の為にす。

切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁^より、深く未便と為す。此の為に今、正使馬沙皆・通事高賀等を遣わし、信字号海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に胡椒・蘇木等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ拠りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百二十三号半印勘合執照を給して正使馬沙皆・通事高賀等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘^{とこち}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 馬沙皆

副使一員 野麻度

通事二員 高賀 林達¹

火長一名 沈礼

管船直庫 馬寧久

梢水共に一百六十三名

正徳十五年(一五二〇)八月十九日

右の執照は正使馬沙皆・通事高賀等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

注(1) 林達 久米村林氏(名嘉山家)四世(『家譜』二一九二〇頁)。

琉球国中山王尚真の、椰末度等を暹羅等の国へ遣わす執照

(一五二二、九、七)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁^より、深く未便と為す。此の為に今、正使椰末度・通事蔡樟等を遣わし、智字号海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に胡椒・蘇木等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ拠りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百二十八号半印勘合執照を給して正使椰末度・通事蔡樟等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘^{とこち}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 椰末度

副使二員 陶魯 馬三魯

都通事二員 蔡樟 蔡迪

火長 陳宜

管船直庫 馬尼理

梢水共に二百十三名

正徳十六年（一五二二）九月初七日

右の執照は正使椰末度・都通事蔡樟等に付し、此れに准ぜしむ
進貢等の
事の為にす 執照

注*本文書の副使馬三魯らは、翌年の嘉靖元年（一五二二）に寧字号
船でまた暹羅に向かったが、帰途嘉靖二年、福建の沿岸で遭難
した。『殊域周咨録』卷四、琉球の条は、福建提督市舶司太監趙誠
の奏や福州府の呈を引用して、三百余名が溺死し蔡淵ら三十数名
が保護された事件を記す。

琉球国中山王尚真の、馬密志驥等を暹羅等の国へ遣わす執照

1-42-23

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

（一五二六、八、一五）

切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁り、深く未便と
為す。此の為に今、正使馬密志驥・通事蔡樟等を遣わし、智字号
海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、暹羅等の国の出産の地
面に前往して両平に胡椒・蘇木等の貨を収買せしむ。回国して預
め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所擬りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の
盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百三十九号
半印勘合執照を給して正使馬密志驥・通事蔡樟等に付し、収執し
て前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の
験実如遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざ
るを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 馬密志驥

副使二員 滿古每 馬加輅

通事二員 蔡樟 程儀

管船火長・直庫二名 田輝 馬皮彼

梢水共に一百八十九名

嘉靖五年（一五二六）八月十五日

右の執照は正使馬密志驥・都通事蔡樟等に付し、此れに准ぜ

しむ

進貢等の
事の為にす 執照